

### 3 開かれた県政づくり

#### ■ 現状と課題

##### ● 情報公開制度の充実

パートナーシップによる県政を推進するため、行政の透明性を高め、県政への県民の信頼を確保し、理解と参加を促進する視点に立った、情報公開・情報提供の一層の充実が課題となっています。

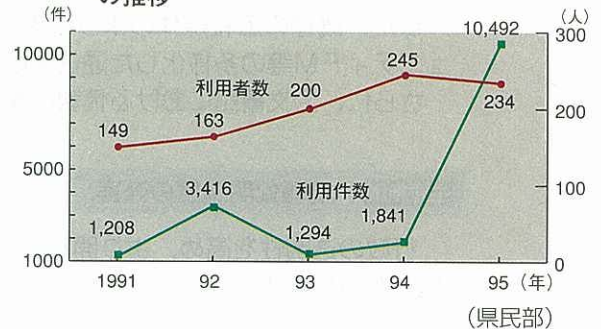
##### ● 個人情報保護の充実

個人情報の大量蓄積と高度利用が進展する中で、個人の尊厳を守るため、プライバシー保護の一層の充実が必要となっています。

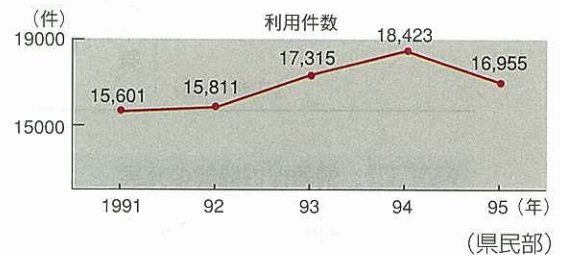
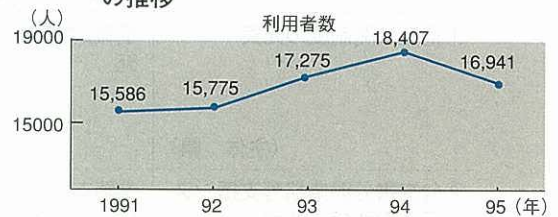
##### ● 県民の提案等による県民参加の高まり

県民が主体となって地域づくりを進める機運が高まり、県民の県政に対する提案や要望が増加する中で、県民参加による県政の推進が一層求められています。

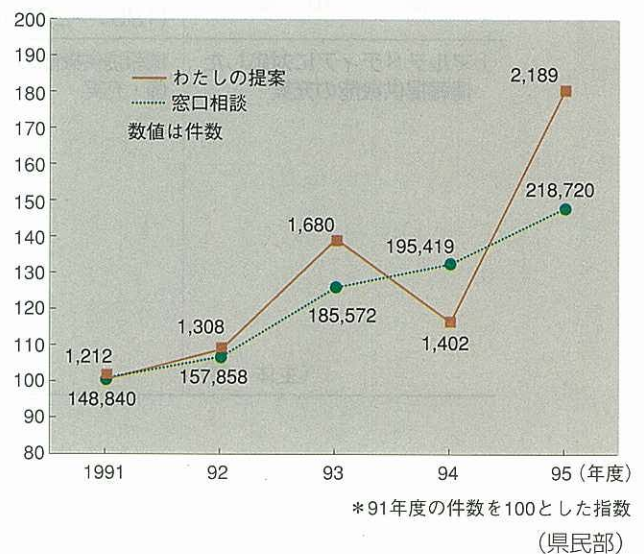
公文書公開制度の利用者数・利用件数の推移



個人情報保護制度の利用者数・利用件数の推移



県民からの提案・要望の推移



(1) 情報公開・情報提供の充実

行政の透明性の向上や、情報の国際化、情報通信機器・技術の普及・高度化等に対応するため、情報公開制度の一層の充実を図るとともに、行政情報を手軽に入手できるよう情報提供の充実を進めます。

また、既存の広報媒体のより効果的、効率的な活用に努めます。CATV、パソコン通信、コミュニティFM等の多様化した通信手段を活用した広報を展開します。

さらに、公文書館における情報の整備・充実及び魅力のある県の歴史情報の提供を充実します。

主要施策 情報公開制度の充実

295

行政の透明性を高め、より開かれた県政を進めるとともに、電子情報等に対応した情報公開制度の拡充を図ります。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①情報公開制度の充実  (主体：県)	情報公開制度の拡充	公文書公開制度等の充実	・公文書公開条例に基づく請求対象の拡大等についての調査・検討 ・会議公開制度についての調査・研究	神奈川県公文書公開運営審議会提言等についての調査・研究
②公文書公開業務等支援システムの開発・活用  (主体：県)	業務支援システムの本格稼働 県内市町村等とのネットワークの構築	システムの開発	・公文書公開条例、個人情報保護条例に基づく請求・答申事例等各実施機関で検索できるシステムの開発	公開請求等 25,674件 異議申立 65件 (95年度累計)

主要施策 情報提供機能の充実

296

県民が身近なところで県政情報を入手できるよう、情報機器の進展に対応した情報提供のネットワーク化などを進め、提供情報を充実します。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①マルチメディアに対応した情報提供機能の充実  (主体：県)	情報提供機能の整備・充実	インターネットなど多様なネットワークを活用した情報提供の充実  行政情報データベースの整備  多様な電子媒体での情報提供の研究	・情報提供サーバ設置等の環境整備と本格的な情報発信の開始 ・県政情報センター等における活用の検討・推進  ・本庁ネットワークやインターネットなどから利用できるデータベースシステムの整備 ・CD-ROM等による情報提供の調査・研究	FAXによる情報提供の開始  インターネット活用指針の策定



主要施策 公文書館における歴史情報提供の充実

297

神奈川の歴史情報に関する資料を積極的に収集・整備するとともに、関係機関との緊密な連携を図り、より一層の情報提供の充実を推進します。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①歴史情報収集の充実 (主体：県)	*布達・公報の収集及び目録の作成 土地宝典等の収集及び製本	明治元年から10年まで収集整備 調査・収集	・収集分をマイクロ化 ・収集分をマイクロ化	明治21年度以降概ね整備
②歴史情報提供のネットワーク化 (主体：県)	情報の電子化と提供の充実	情報提供の検討	・県歴史情報関係機関とのネットワークの推進 ・インターネットによる情報提供の検討	資料検索システムによる公文書館と県立図書館とのネットワーク化

主要施策 広報活動の充実

298

既存の広報媒体のより効果的、効率的な活用に努めるとともに、新たな広報媒体として都市型CATV、パソコン通信、コミュニティFM等の通信手段を活用した広報を展開します。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①「県のたより」による広報の充実 (主体：県)	紙面のビジュアル化の実施	同 左	・カラー印刷化とデザインレイアウトの検討	月1回 全世帯配付
②広報誌等による広報の充実 (主体：県)	新広報誌の刊行	同 左	・現行広報誌を刷新した新広報誌の刊行	月刊かながわの発行
③テレビ・ラジオによる広報の充実 (主体：県)	番組内容と視聴覚障害者向けの番組づくりの充実	VHF局による放送の実施 視聴覚障害者向けの広報の充実	・県内UHF局に加え、VHF局による放送 ・テロップ等による聴覚障害者向けの番組づくりの充実	【テレビ】 はなしの市場 KANAGAWA ほか4番組 【ラジオ】 金時のかながわ 見聞録 ほか2番組
④新たなメディアによる広報の展開 (主体：県)	新たな通信手段による広報の実施	同 左	・都市型CATV、コミュニティFMの広報媒体としての活用方策の検討・実施 ・インターネット等の活用方策の調査研究	パソコン通信による「県のたより」等の情報提供

(2) 個人情報保護の推進

大量で多種多様な個人情報の蓄積や利用が容易に行える情報ネットワークが進展する中で、個人の権利利益の侵害を防止するため、県民と事業者の自主的努力・協力のもと、個人情報保護の社会的ルールづくりを促す取組みを展開します。

\*布達…古い行政用語で、官庁などが一般的に広く知らせること



主要施策 個人情報保護の推進

299

情報の利用と個人情報保護との調和を図る社会的ルールづくりを促す総合的な取組みを進めます。


構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①個人情報保護の推進  (主体：県)	個人情報保護に関する県民意識の定着	同 左	・意識啓発の日常的取組み及び「啓発強調月間」の定着	強調月間スタート
	行政サービスの向上と個人情報保護との調和	指導基準の整備	・実施機関による電子的利用、提供等に関するしくみの整備	事業者の登録約4,500事業者
②個人情報取扱業務の検索機能の充実  (主体：県)	個人情報保護登録事務オンラインネットワーク検索システムの稼働	同 左	・個人情報扱う事業者や社会的に影響のある事業者への業務登録の推進	
		医療業、福祉サービス業等の保護規定の整備促進	・個人情報を取り扱う事業者団体等における規定の整備促進	
		システムの整備	・実施機関の個人情報や業務登録事業者の個人情報の取扱いの概要をパソコンで随時に検索できるシステムの整備	

■個人情報保護条例（1990年（平成2年）10月1日施行）とは

- 個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であると考えます。
- 県の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を保障します。
- 個人情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定めています。
- 県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図ります。

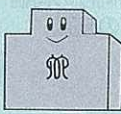
**「個人情報」とは**

●住所、氏名、年齢、職業、収入等個人に関する情報で、特定の個人が識別されるものをいいます。



**「実施機関」とは**

●知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面魚場管理委員会です。




■条例の特徴

●県の実施機関が保有する個人情報と事業者が保有する個人情報対象です。  
 ●電子計算機で処理される個人情報と手作業で処理される個人情報対象です。

■県民の役割と実施機関、事業者の責務


●**県民の役割**

自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすことが必要です。



●**実施機関の責務**

あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに県民、事業者の意識啓発に努めます。



●**事業者の責務**

個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じ、本人に個人情報の存在、内容を知るための機会を提供するように努めなければなりません。



(3) 県政への県民参加・市町村参加の充実

県と県民の間の密接なコミュニケーションによる施策形成を進めるため、情報通信ネットワーク等も活用した多様な県民参加機会の充実を図るとともに県民の要望、提案等に対して、迅速かつ的確に対応します。

また、県民の参加意識を一層高めるため、意見の反映状況等について、県民の目に見える形での情報提供に努めます。

さらに、市町村長会議等を通じて、県と市町村との間で、課題の共有や協議、合意形成を図るとともに、各種審議会等を始めとした様々な形態による参加機会を拡充し、市町村意見の反映に努めます。



県民参加機会の充実を図るとともに、県民からの提案や要望に対して的確に対応し、参加結果についても情報提供するなど、県民と課題を共有しながら県政を推進するしくみづくりを進めます。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①「わたしの提案（知事への手紙）」制度の充実  (主体：県)	多様な提案機会の拡充と的確な対応  県民参加のための積極的な情報提供	同 左	・インターネット等新たな手段を利用した提案経路の整備 ・「わたしの提案」制度の普及啓発 ・県政参加結果情報の提供	
②集会による県民参加の推進  (主体：県、市町村、民間)	多様な集会の開催による県民各層の幅広い意見の聴取	同 左	・かながわを語る懇談会等の県域集会の開催 ・地域県民討論交流集会等の地域集会の開催	
③県政モニター制度の充実  (主体：県、民間)	多様な意見の聴取と地域活動の支援	同 左	・勤労者層の参加による県政モニターの充実 ・県政モニター経験者の地域活動の支援	
④県民の声・相談室の充実  (主体：県)	県民参加機能の充実と相談機能の整備	同 左	・県政参加コーナー等の活用 ・県民の声・相談室機能の整備（18箇所）	
⑤県民ニーズ調査の充実  (主体：県)	県民意識の的確な把握と県の施策に応じた適切な調査の推進	同 左	・県民ニーズ基本調査を3年毎に実施 ・時宜的な課題調査の実施	

市町村長会議等、様々な形態による県政への市町村参加の機会を拡充することにより、県と市町村との間で、課題の共有や協議、合意形成を図り、市町村意見の反映に努めます。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①県政への市町村参加システムの構築  (主体：県、市町村)	県の政策形成過程への市町村参加の推進	政策形成における連携	・政策形成過程における市町村参加システムの構築 ・新たな政策課題に係る共同研究・実施体制の整備	総合計画策定等への市町村参加の実施 附属機関100のうち、市町村参加53機関
②県と市町村の協議体制の充実  (主体：県)	市長会議・町村長会議の開催  地域別首長懇談会の開催	同 左	・地域がかかえる課題や県と市町村に共通する課題について協議し、様々な行政分野において市町村の意見を反映	市長会議・町村長会議 年1回開催 地域別首長懇談会 年1回開催 6地区